

北播磨総合医療センター企業団職員の職名等に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日
企業管理規程第 2 号

改正	平成 28 年 3 月 1 日	企業管理規程第 7 号
	平成 28 年 3 月 31 日	企業管理規程第 10 号
	平成 30 年 3 月 31 日	企業管理規程第 6 号
	平成 31 年 3 月 31 日	企業管理規程第 4 号
	令和 2 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員定数条例（平成 22 年北播磨総合医療センター企業団条例第 5 号）第 1 条に規定する職員の職名、職種及び役職名（以下「職名等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第 2 条 職員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 医療職給料表の適用を受ける職員 医療職員
- (2) 事務職給料表の適用を受ける職員 事務職員

(職種)

第 3 条 前条に規定するそれぞれの職名について、別表に定める職種を置く。

(役職名)

第 4 条 部、センター、課及び室等の長その他特に重要な職にある者については、別表に定める役職名を置き、同表職名の欄に掲げる職員をもって充てる。

2 前項に規定する役職名には、それぞれの組織の名称又は分担事務上の名称を冠するものとする。

(職名等の特例)

第 5 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、他の職名等を用いることができる。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日企業管理規程第 7 号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日企業管理規程第10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日企業管理規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日企業管理規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日企業管理規程第4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日からから施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

職名	職種名	役職名
医療職員	医師、歯科医師	病院長、副院長、診療部長、先端医療センター長、診療科総括部長、診療科部長、センター長、室長、副センター長、副室長、主任医長、医長
	薬剤師、医学物理士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士	副院長、部長、次長、室長、センター長、主幹、副室長、副センター長、主任
	保健師、助産師、看護師、准看護師	副院長、部長、次長、課長、室長、センター長、主幹、副課長、副室長、副センター長、主任
事務職員	事務職員、社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士	理事、部長、参事、次長、課長、室長、主幹、副課長、副室長、課長補佐、室長補佐、係長、主査、主務